

# 公益社団法人広島県薬剤師会賞授賞規程

第1条 広島県薬剤師会（以下「県薬」という。）は、広島県薬剤師会賞（以下「県薬賞」と称する。）を設定し、毎年1回本規程の定めるところにより授賞する。

第2条 県薬賞授賞者は、県薬会員又はその他のもので、次の各号の一、又は一以上に該当するものの中から、本規程第3条及び第4条により選定する。

- 1 実際薬学、薬業の向上に寄与する著しい業績のあったもの
- 2 県薬、支部薬剤師会の会務、又は事業に功労のあったもの
- 3 薬剤師の地位向上、又は職域に関し功績のあったもの
- 4 教育、行政、政治等各方面を通じ、直接又は間接に薬剤師の向上のため貢献したのもの
- 5 薬剤師としての職能を通じ、国家又は社会文化に著しい功績のあったもの
- 6 その他剤界の向上発展のため顕著な功労のあったもの
- 7 年度内物故者については、1号から6号までに該当すると認められるもの

第3条 県薬賞授賞者は、県薬役員又は支部長から推薦する授賞候補者につき、選考の上決定する。

第4条 選考は、県薬正副会長会で行うものとする。

第5条 県薬賞授賞者の数は、毎年若干名とする。

第6条 県薬賞は、毎年度県薬総会、又は県薬学術大会等の際、これを授賞する。授賞者には、賞状及び記念品を贈呈する。

第7条 本規程は、理事会の議決を経てこれを定め、又は改廃する。

## 附 則

この規程は、昭和60年2月23日に制定し、昭和60年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成26年2月27日に一部改正し、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和元年5月18日に一部改正し、令和元年5月1日から適用する。

# 公益社団法人広島県薬剤師会功労賞授賞規程

第1条 広島県薬剤師会（以下「県薬」という。）は、広島県薬剤師会功労賞（以下「県薬功労賞」と称する。）を設定し、毎年1回本規程の定めるところにより授賞する。

第2条 県薬功労賞授賞者は、県薬会員又はその他のもので、次の各号の一、又は一以上に該当する者の中から、本規程第3条及び第4条により選定する。

- 1 医薬分業に関し功労のあったもの
- 2 薬剤師職能向上に功労のあったもの
- 3 年度内物故者については、1号又は2号に該当すると認められるもの

第3条 県薬功労賞授賞者は、県薬役員又は支部長から推薦する授賞候補者につき、選考の上決定する。

第4条 選考は、県薬正副会長会で行うものとする。

第5条 県薬功労賞授賞者の数は、毎年若干名とする。

第6条 県薬功労賞は、毎年度県薬総会、又は県薬学術大会等の際、これを授賞する。授賞者には、賞状及び記念品を贈呈する。

第7条 本規程は、理事会の議決を経てこれを定め、又は改廃する。

## 附 則

この規程は、昭和60年2月23日に制定し、昭和60年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成26年2月27日に一部改正し、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和元年5月18日に一部改正し、令和元年5月1日から適用する。

# 公益社団法人広島県薬剤師会有功賞授賞規程

第1条 広島県薬剤師会（以下「県薬」という。）は、広島県薬剤師会有功賞（以下「県薬有功賞」と称する。）を設定し、毎年1回本規程の定めるところにより授賞する。

第2条 県薬有功賞授賞者は、県薬会員を以って構成する団体、又は永年会員で、次の各号の一、又は一以上に該当するものの中から、本規程の第3条及び第4条により選定する。

## 1 団 体

- (1) 県薬、支部薬剤師会の目的及び事業に顕著な功績のあった団体
- (2) 厚生、教育、行政、政治等各方面に通じ、国又は地域に著しい功績のあった団体

## 2 個 人

- (1) 満71才以上で、引き続き30年以上の会員で、永年にわたり功績があった者
- (2) 県薬賞、県薬功労賞授賞者は、対象から除外する。

第3条 県薬有功賞授賞者は、県薬役員又は支部長から推薦する授賞候補者につき、選考の上決定する。

第4条 選考は、県薬正副会長会で行うものとする。

第5条 県薬有功賞授賞者の数は、毎年県薬会長がこれを決める。

第6条 県薬有功賞は、毎年度県薬総会、又は県薬学術大会等の際、これを授賞する。授賞者には、賞状及び記念品を贈呈する。

第7条 本規程は、理事会の議決を経てこれを定め、又は改廃する。

## 附 則

この規程は、昭和60年2月23日に制定し、昭和60年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成26年2月27日に一部改正し、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和元年5月18日に一部改正し、令和元年5月1日から適用する。